

岩手県監査委員告示第24号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和8年5月8日

岩手県監査委員 佐々木 朋 和
岩手県監査委員 名須川 晋
岩手県監査委員 鈴木 慶 太
岩手県監査委員 菅 原 由 紀

- 1 監査対象機関名 沿岸広域振興局農林部大船渡農林振興センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和7年5月20日及び同月21日
 - (2) 本監査実施日 令和7年8月19日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年10月10日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
補助金交付事務の執行に当たり、執行管理体制に不適当なものがあつたので、適正な事務の執行に努められたい。 なお、内部統制が十分であるとは認めがたい状況にあるので、補助金交付事務の適正執行確保のための取組の実施、組織として実効性のある内部統制の構築等、再発防止に努められたい。	今次指摘のあつた補助金交付事務について、当該補助金の交付は令和6年度予算により処理を行った。 今後は、担当者のみでの事業進捗管理とならないようメールに担当職員以外を入れることや、共有フォルダを整理し事業担当者以外でも作成文書が分かる文書管理を徹底する。また、課員全員が事業進捗管理票を所内共有フォルダに置き、見える化を図る。さらに、任意点検項目に「事業実施主体と定期的な打合せ・確認を行うこと」を追加し、毎月、自己点検を実施することで再発防止に努めることにした。